

大阪市中央区役所国民健康保険収納対策業務会計年度任用職員要綱

(目的)

第1条 この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、大阪市中央区役所国民健康保険収納対策業務会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(任用)

第2条 会計年度任用職員は、次の各項目を満たす者のうちから、選考により任用する。

- (1) エクセル・ワードを操作できる者
- (2) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者

2 会計年度任用職員の選考は、以下の内容を総合的に勘案して行う。

- (1) 筆記試験（※もしくは論述試験）
- (2) 面接

(再度の任用)

第3条 再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

(勤務日数等)

第4条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は下記の通りとする。

- (1) 勤務日数
1日7時間30分の勤務時間で週4日の勤務日
- (2) 勤務時間
午前9時15分～午後5時30分まで（休憩45分含む）

(その他)

第5条 その他必要な事項は、中央区長が定める。

付 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和5年1月1日から施行する。